

神奈川県流域下水道事業固定資産規則の一部改正について  
(改正の概要)

1 概 要

消費税法の改正（令和5年10月1日施行）に伴い、所要の改正を行う。

2 改正の内容

第35条第1項で引用する消費税法の条号「第29条」を「第29条第1号」に改正する。

3 施行期日

令和5年10月1日